

Ⅲ－１ 岸和田水道事業編

1	岸和田水道事業の概要	——	44
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	47
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	47

1. 岸和田水道事業の概要

岸和田水道事業では、給水量の約6%を深井戸（地下水）を水源とする自己水源の流木浄水場で浄水処理し、残りの約94%を水道用水供給事業から受水しています。浄水処理した水道水は、流木配水場で水道用水供給事業から受水した水道水と混合し、流木低区配水区域に給水しています。また、水道用水供給事業から受水した水道水を市内4ヵ所の配水場で受水し、給水しています。

(1) 給水状況

表1 給水状況（令和5年度）

給水人口	187,402人(令和6年3月末現在)
普及率	100%
給水戸数	89,346戸(令和6年3月末現在)
年間給水量	21,365,395m ³
一日最大給水量	63,710m ³ (令和5年12月30日)
一日平均給水量	58,375m ³
一人一日給水量	311L

(2) 浄水場の概要

表2 浄水場の概要

浄水場の名称	流木浄水場
水源区分	地下水（深井戸4本）
浄水処理方法	前塩素処理＋凝集沈澱＋急速ろ過
施設能力	5,500m ³ /日

(3) 送配水系統及び給水区域

送配水系統は図1、給水区域は図2のとおりです。

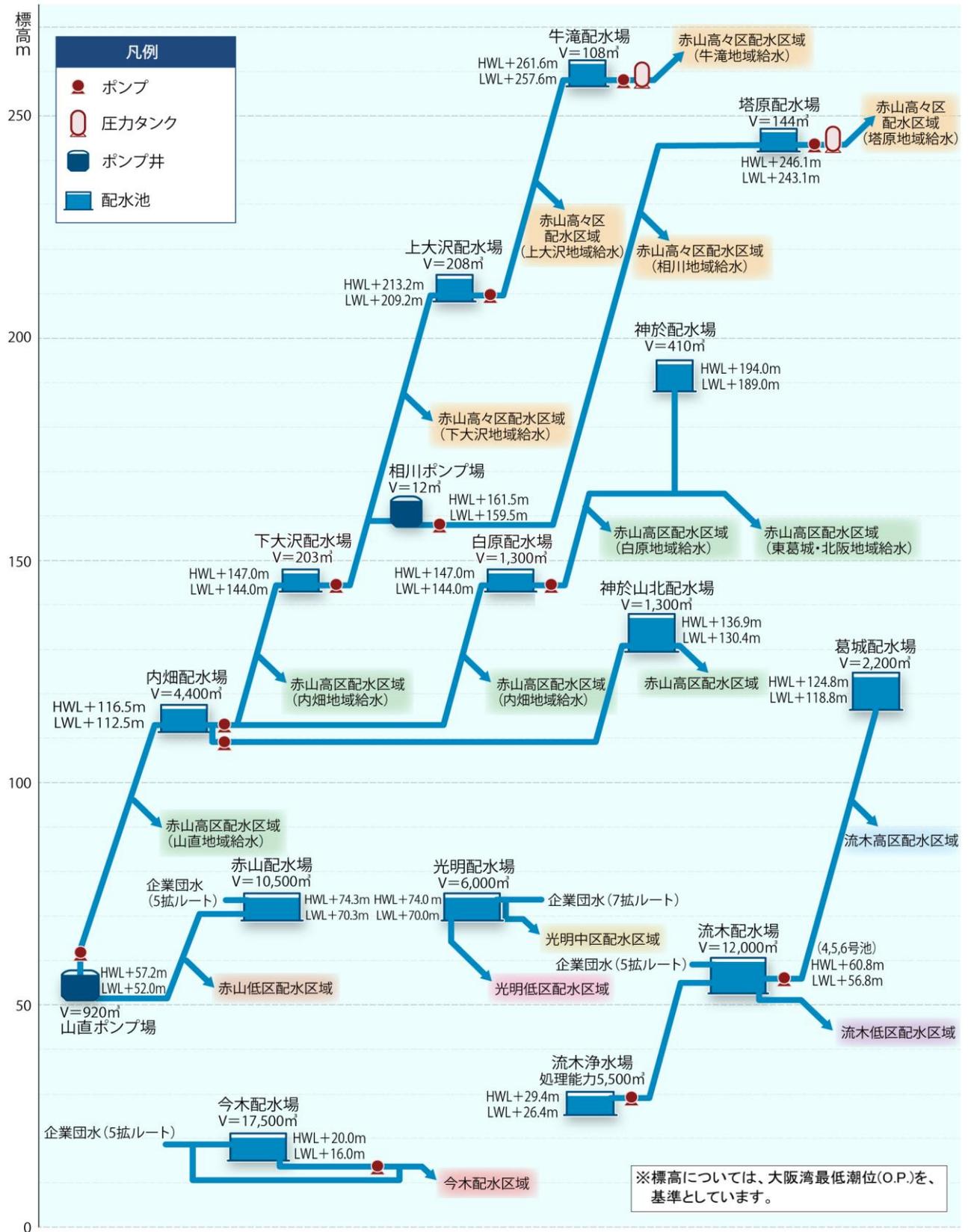


図1 送配水系統図



図2 給水区域図

2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

(1) 水道用水供給事業からの受水状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。

(2) 原水の水質状況

流木浄水場はさく井1号、さく井2号、さく井3号及びさく井5号の4本の深井戸から地下水を取水しており、水質は安定していますが、地質に由来する高濃度の鉄及びマンガンの除去に留意して浄水処理を行う必要があります。

(3) 水道水の水質状況

すべての水質基準項目について基準値を満足しており、安全で良質な水道水です。

3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 検査地点（図2及び表3～表5参照）

水道法第20条第1項（水道法施行規則第15条）の規定により行う水質検査地点は、給水栓を原則とし、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

1) 毎日検査

市内10か所に設置している自動水質計器により常時監視を行います。

2) 毎月検査

給水栓での検査は、給水区域が4つの配水系統に大別されているため、その給水区域の状況を考慮して、市内10か所の給水栓において実施します。

なお、受水する水道水については、原水と位置づけて水道水質基準項目の検査を少なくとも年1回実施することとされております。そのため、4か所の配水場において実施します。

さらに、流木浄水場では、水源5か所（さく井1号、さく井2号、さく井3号、さく井5号、混合原水）、浄水処理工程3か所（凝集剤注入後、沈澱池出口、ろ過池出口）及び浄水池出口において実施します。

3) 浄水場処理工程確認検査

浄水処理が適切に行われていることを確認するため、混合原水、沈澱池出口、ろ過池出口及び浄水池出口で行います。

表3 受水系統の検査地点

	No.	検査地点	毎日検査	毎月検査
給水栓	①	流木高区配水区（尾生町）	○	■
	②	光明低区配水区（流木町）	○	■
	③	光明中区配水区（尾生町）	○	■
	④	赤山低区配水区（額原町）	○	■
	⑤	赤山高々区配水区（牛滝町）	○	■
	⑥	赤山高々区配水区（塔原町）	○	■
	⑦	赤山高区配水区（北阪町）	○	■
	⑧	赤山高区配水区（岸の丘町）	○	■
	⑨	今木配水区（木材町）	○	■

表4 混合系統の検査地点

	No.	検査地点	毎日検査	毎月検査
給水栓	⑩	流木低区配水区（岸之浦町）	○	■

表5 その他の検査地点

	No.	検査地点	毎月検査	浄水場 処理工程 確認検査
配水場	Ⓐ	流木配水場	■	
	Ⓑ	光明配水場	■	
	Ⓒ	赤山配水場	■	
	Ⓓ	今木配水場	■	
浄水場		さく井1号	■	
		さく井2号	■	
		さく井3号	■	
		さく井5号	■	
		混合原水	■	●
		凝集剤注入後	■	
		沈澱池出口	■	●
		ろ過池出口	■	●
	浄水池出口	■	●	

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

法令により、給水栓での色、濁り及び消毒の残留効果の項目について、1日1回以上行うこととされているため、自動水質計器により24時間監視しています。

2) 毎月検査

各検査地点における検査項目及び検査頻度については、表6～表13のとおりです。

3) その他の水質検査

水質管理目標設定項目及びその他の項目の検査頻度については、表14及び表15のとおり検査を行います。

表6 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（流木高区配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1		検査頻度(回/年)		
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓	
				流木配水場	尾生町	流木配水場	尾生町	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	—	<0.0003	—	12	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		—	<0.00005	—	4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	12	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	0.001	—	12	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	12	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	<0.002	—	12	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		—	<0.004	—	12	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	<0.001	—	12	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	1.26	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	—	0.09	—	12
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	—		<0.1	—	12	
基14	四塩化炭素	0.002以下	—		<0.0002	—	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	—		<0.005	—	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—		<0.004	—	4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	—		<0.002	—	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	—	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	—	4	
基20	ベンゼン	0.01以下	—		<0.001	—	4	
基21	塩素酸	0.6以下	—		0.11	—	12	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		<0.002	—	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	—		0.018	—	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—		0.006	—	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	—		0.011	—	4	
基26	臭素酸	0.01以下	—		0.004	—	12	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—		0.046	—	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—		0.004	—	4	
基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	—		0.016	—	4	
基30	プロモホルム	0.09以下	—		0.003	—	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—		<0.008	—	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	0.01	—	12		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	0.02	—	12		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	0.02	—	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	0.02	—	12	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		—	18.3	—	12	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	0.008	—	12	
基38	塩化物イオン	200以下		—	20.5	—	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	—	46.7	—	12	
基40	蒸発残留物	500以下		—	178	—	12	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	<0.02	4	—*3	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に月1回	—	<0.000001	—	4*2	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	<0.000001	—	4*2	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.002	<0.002	4	—*3	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	<0.0005	4	—*3	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下		—	1.0	—	12	
基47	pH値	5.8~8.6	年12回	—	7.10~7.46	—	12	
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基50	色度	5度以下		—	0.6	—	12	
基51	濁度	2度以下		—	0.21	—	12	

表7 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（光明 低区・中区配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度(回/年)			
				代替地点	給水栓		代替地点	給水栓		
				流木配水場	流木町	尾生町	流木配水場	流木町	尾生町	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	0	0	—	12	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	検出せず	—	12	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	—	<0.0003	<0.0003	—	12	12	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		—	<0.00005	<0.00005	—	4	4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	<0.002	<0.002	—	12	12	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		—	<0.004	<0.004	—	12	12	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	1.25	1.25	—	12	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	—	0.09	0.09	—	12	12
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	—		<0.1	<0.1	—	12	12	
基14	四塩化炭素	0.002以下	—		<0.0002	<0.0002	—	4	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	—		<0.005	<0.005	—	4	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—		<0.004	<0.004	—	4	4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	—		<0.002	<0.002	—	4	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	<0.001	—	4	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	<0.001	—	4	4	
基20	ベンゼン	0.01以下	—		<0.001	<0.001	—	4	4	
基21	塩素酸	0.6以下	—		0.13	0.13	—	12	12	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		<0.002	<0.002	—	4	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	—		0.015	0.013	—	4	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—		0.004	0.004	—	4	4	
基25	ジブromクロロメタン	0.1以下	—		0.010	0.009	—	4	4	
基26	臭素酸	0.01以下	—		0.004	0.004	—	12	12	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—		0.041	0.037	—	4	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—		<0.003	<0.003	—	4	4	
基29	プロモジクロロメタン	0.03以下	—		0.014	0.013	—	4	4	
基30	プロモホルム	0.09以下	—	0.002	0.002	—	4	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	<0.008	<0.008	—	4	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	0.01	0.01	—	12	12		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	0.01	0.01	—	12	12		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	<0.01	0.02	—	12	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	<0.01	<0.01	—	12	12	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		—	18.7	18.2	—	12	12	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	0.005	0.006	—	12	12	
基38	塩化物イオン	200以下		—	20.2	19.7	—	12	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	—	46.5	46.4	—	12	12	
基40	蒸発残留物	500以下		—	189	195	—	12	12	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	<0.02	<0.02	4	—*3	—*3	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に月1回	—	<0.000001	<0.000001	—	4*2	4*2	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	<0.000001	<0.000001	—	4*2	4*2	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.002	<0.002	<0.002	4	—*3	—*3	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	—*3	—*3	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	1.0	1.0	—	12	12	
基47	pH値	5.8~8.6		—	7.09~7.42	7.03~7.40	—	12	12	
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	12	
基50	色度	5度以下		—	0.7	0.7	—	12	12	
基51	濁度	2度以下		—	0.07	0.07	—	12	12	

表8 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（赤山低区配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1		検査頻度 (回/年)		
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓	
				流木配水場	額原町	流木配水場	額原町	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	0	—	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず*	—	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	—	<0.0003	—	12	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		—	<0.00005	—	4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	12	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	12	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	—	12	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	<0.002	—	12	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		—	<0.004	—	12	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	<0.001	—	12	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	1.23	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	—	0.09	—	12
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	—		<0.1	—	12	
基14	四塩化炭素	0.002以下	—		<0.0002	—	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	—		<0.005	—	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—		<0.004	—	4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	—		<0.002	—	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	—	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	—	4	
基20	ベンゼン	0.01以下	—		<0.001	—	4	
基21	塩素酸	0.6以下	—		0.13	—	12	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		<0.002	—	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	—		0.013	—	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—		0.004	—	4	
基25	ジブromクロロメタン	0.1以下	—		0.010	—	4	
基26	臭素酸	0.01以下	—		0.004	—	12	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—	0.038	—	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—	<0.003	—	4		
基29	ブromジクロロメタン	0.03以下	—	0.013	—	4		
基30	ブromホルム	0.09以下	—	0.002	—	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	<0.008	—	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	0.01	—	12		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	0.02	—	12		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	<0.01	—	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	<0.01	—	12	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下		—	18.5	—	12	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	0.005	—	12	
基38	塩化物イオン	200以下		—	19.9	—	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	—	46.1	—	12	
基40	蒸発残留物	500以下		—	184	—	12	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下		<0.02	<0.02	4	—*3	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に月1回	—	<0.000001	—	4*2	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	<0.000001	—	4*2	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.002	<0.002	4	—*3	
基45	フェノール類	0.005以下		<0.0005	<0.0005	4	—*3	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	1.0	—	12	
基47	pH値	5.8~8.6		—	7.07~7.52	—	12	
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基50	色度	5度以下		—	1.4	—	12	
基51	濁度	2度以下		—	0.18	—	12	

表9 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（赤山高々区配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度(回/年)			
				代替地点	給水栓		代替地点	給水栓		
				流木配水場	牛滝町	塔原町	流木配水場	牛滝町	塔原町	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	0	1	—	12	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	検出せず	—	12	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	—	<0.0003	<0.0003	—	12	12	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		—	<0.00005	<0.00005	—	4	4	
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12	
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		—	0.001	<0.001	—	12	12	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12	
基08	六価クロム化合物	0.02以下		—	<0.002	<0.002	—	12	12	
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		—	<0.004	<0.004	—	12	12	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		年12回	—	1.20	1.19	—	12	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下		年4回	—	0.09	0.09	—	12	12
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	—		<0.1	<0.1	—	12	12	
基14	四塩化炭素	0.002以下	—		<0.0002	<0.0002	—	4	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	—		<0.005	<0.005	—	4	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—		<0.004	<0.004	—	4	4	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	—		<0.002	<0.002	—	4	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	<0.001	—	4	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	—		<0.001	<0.001	—	4	4	
基20	ベンゼン	0.01以下	—		<0.001	<0.001	—	4	4	
基21	塩素酸	0.6以下	—		0.13	0.12	—	12	12	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—		<0.002	<0.002	—	4	4	
基23	クロロホルム	0.06以下	—		0.019	0.022	—	4	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—		0.004	0.003	—	4	4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	—		0.011	0.011	—	4	4	
基26	臭素酸	0.01以下	—		0.004	0.004	—	12	12	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—		0.046	0.050	—	4	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—		0.005	0.005	—	4	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	—		0.015	0.016	—	4	4	
基30	ブロモホルム	0.09以下	—		0.002	0.002	—	4	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—		<0.008	<0.008	—	4	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	—	0.01	0.02	—	12	12		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	—	0.02	0.02	—	12	12		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	0.12	0.10	—	12	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	<0.01	<0.01	—	12	12	
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	—	17.5	17.1	—	12	12		
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	0.011	0.006	—	12	12	
基38	塩化物イオン	200以下	—	21.0	20.7	—	12	12		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	—	47.6	48.4	—	12	12		
基40	蒸発残留物	500以下	年4回	—	197	191	—	12	12	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	発生時期に月1回	<0.02	<0.02	<0.02	4	—*3	—*3	
基42	ジェオスミン	0.00001以下		—	<0.000001	<0.000001	—	4*2	4*2	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	<0.000001	<0.000001	—	4*2	4*2	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下		年4回	<0.002	<0.002	<0.002	4	—*3	—*3
基45	フェノール類	0.005以下		—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	—*3	—*3
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	0.9	0.9	—	12	12	
基47	pH値	5.8~8.6		—	7.30~7.77	7.36~7.90	—	12	12	
基48	味	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	12	
基49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	12	
基50	色度	5度以下		—	1.3	2.3	—	12	12	
基51	濁度	2度以下		—	0.29	0.35	—	12	12	

表 10 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（赤山高区配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度(回/年)		
				代替地点	給水栓		代替地点	給水栓	
				流木配水場	北阪町	岸の丘町	流木配水場	北阪町	岸の丘町
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	0	—	12	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	検出せず	—	12	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	—	<0.0003	<0.0003	—	12	12
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		—	<0.00005	<0.00005	—	4	4
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	<0.002	<0.002	—	12	12
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		—	<0.004	<0.004	—	12	12
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	12	12
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		年 12 回	—	1.18	1.20	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	—	0.09	0.09	—	12	12
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		—	<0.1	<0.1	—	12	12
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		—	<0.0002	<0.0002	—	4	4
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		—	<0.005	<0.005	—	4	4
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		—	<0.004	<0.004	—	4	4
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		—	<0.002	<0.002	—	4	4
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	4	4
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	4	4
基 20	ベンゼン	0.01 以下		—	<0.001	<0.001	—	4	4
基 21	塩素酸	0.6 以下		—	0.12	0.12	—	12	12
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	<0.002	—	4	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.023	0.021	—	4	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.004	0.005	—	4	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	0.012	0.011	—	4	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	0.004	0.004	—	12	12
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	—	0.052	0.049	—	4	4	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	—	0.004	0.004	—	4	4	
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	—	0.017	0.016	—	4	4	
基 30	ブロモホルム	0.09 以下	—	0.002	0.002	—	4	4	
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	—	<0.008	<0.008	—	4	4	
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	—	<0.01	0.03	—	12	12	
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	—	0.02	0.01	—	12	12	
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	0.06	0.02	—	12	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.01	<0.01	—	12	12
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	—	17.8	17.6	—	12	12	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	0.006	0.004	—	12	12
基 38	塩化物イオン	200 以下	—	20.9	20.7	—	12	12	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	—	49.0	46.5	—	12	12
基 40	蒸発残留物	500 以下	—	205	203	—	12	12	
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	発生時期に月 1 回	<0.02	<0.02	<0.02	4	—*3	—*3
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下		—	<0.000001	<0.000001	—	4*2	4*2
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	<0.000001	—	4*2	4*2
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下		—	<0.002	<0.002	4	—*3	—*3
基 45	フェノール類	0.005 以下		—	<0.0005	<0.0005	4	—*3	—*3
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	0.9	1.0	—	12	12
基 47	pH値	5.8~8.6		—	7.33~7.94	7.16~7.53	—	12	12
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	異常なし	—	12	12
基 50	色度	5 度以下		—	1.2	1.4	—	12	12
基 51	濁度	2 度以下		—	0.12	0.15	—	12	12

表 11 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（今木配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1		検査頻度 (回/年)		
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓	
				流木配水場	木材町	流木配水場	木材町	
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12	
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12	
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	—	<0.0003	—	12	
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		—	<0.00005	—	4	
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	—	12	
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	—	12	
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		—	<0.001	—	12	
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	<0.002	—	12	
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		—	<0.004	—	12	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	<0.001	—	12	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		年 12 回	—	1.25	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		年 4 回	—	0.09	—	12
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	—		<0.1	—	12	
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	—		<0.0002	—	4	
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	—		<0.005	—	4	
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—		<0.004	—	4	
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	—		<0.002	—	4	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—		<0.001	—	4	
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	—		<0.001	—	4	
基 20	ベンゼン	0.01 以下	—		<0.001	—	4	
基 21	塩素酸	0.6 以下	—		0.12	—	12	
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	—		<0.002	—	4	
基 23	クロロホルム	0.06 以下	—		0.017	—	4	
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	—		0.004	—	4	
基 25	ジブromクロロメタン	0.1 以下	—		0.011	—	4	
基 26	臭素酸	0.01 以下	—		0.004	—	12	
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	—	0.045	—	4		
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	—	0.003	—	4		
基 29	ブromジクロロメタン	0.03 以下	—	0.016	—	4		
基 30	ブromホルム	0.09 以下	—	0.003	—	4		
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	—	<0.008	—	4		
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	—	0.02	—	12		
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	—	0.01	—	12		
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	0.03	—	12	
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	0.01	—	12	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		—	18.5	—	12	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	0.004	—	12	
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	20.3	—	12	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	—	46.8	—	12	
基 40	蒸発残留物	500 以下		—	186	—	12	
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	<0.02	4	—*3	
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	<0.000001	—	4*2	
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	4*2	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.002	<0.002	4	—*3	
基 45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	<0.0005	4	—*3	
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	1.0	—	12	
基 47	pH 値	5.8~8.6		—	7.09~7.39	—	12	
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12	
基 50	色度	5 度以下		—	0.7	—	12	
基 51	濁度	2 度以下		—	0.18	—	12	

表 12 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（流木低区配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知 に基づく 検査頻度	過去3年間の最高値*1			検査頻度(回/年)			
				代替地点		給水栓	代替地点		給水栓	
				流木浄水場出口	流木配水場	岸之浦町	流木浄水場出口	流木配水場	岸之浦町	
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	—	0	—	—	12	
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	—	検出せず	—	—	12	
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	—	—	<0.0003	—	—	12	
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		—	—	<0.00005	—	—	4	
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		—	—	<0.001	—	—	12	
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		—	—	<0.001	—	—	12	
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		—	—	<0.001	—	—	12	
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		—	—	<0.002	—	—	12	
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		—	—	<0.004	—	—	12	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		—	—	<0.001	—	—	12	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		年 12 回	—	—	1.07	—	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		年 4 回	—	—	0.09	—	—	12
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	—		—	<0.1	—	—	12	
基 14	四塩化炭素	0.002 以下	—		—	<0.0002	—	—	4	
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	—		—	<0.005	—	—	4	
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—		—	<0.004	—	—	4	
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下	—		—	<0.002	—	—	4	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—		—	<0.001	—	—	4	
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下	—		—	<0.001	—	—	4	
基 20	ベンゼン	0.01 以下	—		—	<0.001	—	—	4	
基 21	塩素酸	0.6 以下	—		—	0.10	—	—	12	
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	—		—	<0.002	—	—	4	
基 23	クロロホルム	0.06 以下	—		—	0.017	—	—	4	
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	—		—	0.005	—	—	4	
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	—		—	0.011	—	—	4	
基 26	臭素酸	0.01 以下	—		—	0.003	—	—	12	
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	—		—	0.044	—	—	4	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	—		—	0.003	—	—	4	
基 29	プロモジクロロメタン	0.03 以下	—		—	0.015	—	—	4	
基 30	プロモホルム	0.09 以下	—	—	0.003	—	—	4		
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	—	—	<0.008	—	—	4		
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	—	—	0.02	—	—	12		
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	—	—	0.02	—	—	12		
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	—	0.04	—	—	12	
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	—	<0.01	—	—	12	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		—	—	18.5	—	—	12	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	—	0.004	—	—	12	
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	—	19.2	—	—	12	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	—	—	53.1	—	—	12	
基 40	蒸発残留物	500 以下		—	—	205	—	—	12	
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	<0.02	<0.02	4	4	—*3	
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	—	<0.000001	—	—	4*2	
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	—	<0.000001	—	—	4*2	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.002	<0.002	<0.002	4	4	—*3	
基 45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	4	—*3	
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	—	0.9	—	—	12	
基 47	pH 値	5.8~8.6		—	—	7.05~7.53	—	—	12	
基 48	味	異常でないこと		—	—	異常なし	—	—	12	
基 49	臭気	異常でないこと		—	—	異常なし	—	—	12	
基 50	色度	5 度以下		—	—	0.7	—	—	12	
基 51	濁度	2 度以下		—	—	0.03	—	—	12	

表 6～表 12 の注釈

- *1 令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 3 年間の最高値を指します。ただし、pH 値は最低値～最高値で表記しています。
- *2 水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないことが明らかである期間を除き、概ね月 1 回（7 月～10 月）検査を行います。
- *3 水道法により送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口、受水地点及び配水場に遡って検査すること（地点代替）が可能です。そのため、給水栓での検査を配水場に代替して検査を行います。

表 13 給水栓以外の水質基準項目及び検査頻度

番号	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)				
			さく井1号、2号、3号、5号	凝集剤注入後、沈澱池出口、ろ過池出口	混合原水	浄水池出口	配水場 (流木、光明、赤山、今木)
基01	一般細菌	100集落以下/mL	4	—	12	12	12
基02	大腸菌	検出されないこと	4	—	12	12	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	12	12	12	12	12
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	—	4	4	4
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	12	12	12	12	12
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	12	12	12	12	12
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	12	12	12	12	12
基08	六価クロム化合物	0.02以下	12	12	12	12	12
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	12	12	12	12	12
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	12	—	12	12	12
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	12	12	12	12	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	12	12	12	12	12
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	12	12	12	12	12
基14	四塩化炭素	0.002以下	4	—	4	4	4
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4	—	4	4	4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	—	4	4	4
基17	ジクロロメタン	0.02以下	4	—	4	4	4
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4	—	4	4	4
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	—	4	4	4
基20	ベンゼン	0.01以下	4	—	4	4	4
基21	塩素酸	0.6以下	—	12	—	12	12
基22	クロロ酢酸	0.02以下	—	—	—	4	4
基23	クロロホルム	0.06以下	—	—	—	4	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	—	—	—	4	4
基25	ジブromクロロメタン	0.1以下	—	—	—	4	4
基26	臭素酸	0.01以下	—	—	—	12	12
基27	総トリハロメタン	0.1以下	—	—	—	4	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	—	—	—	4	4
基29	ブromジクロロメタン	0.03以下	—	—	—	4	4
基30	ブromホルム	0.09以下	—	—	—	4	4
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	—	—	4	4
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	12	12	12	12	12
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	12	12	12	12	12
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	12	12	12	12	12
基35	銅及びその化合物	1.0以下	12	12	12	12	12
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	12	12	12	12	12
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	12	12	12	12	12
基38	塩化物イオン	200以下	12	12	12	12	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	12	12	12	12	12
基40	蒸発残留物	500以下	12	12	12	12	12
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	—	—	4	4	4*
基42	ジェオスミン	0.00001以下	4	12	12	12	4
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	4	12	12	12	4
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	—	—	4	4	4*
基45	フェノール類	0.005以下	—	—	4	4	4*
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	12	12	12	12	12
基47	pH値	5.8~8.6	12	12	12	12	12
基48	味	異常でないこと	—	—	—	12	12
基49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12
基50	色度	5度以下	12	12	12	12	12
基51	濁度	2度以下	12	12	12	12	12

表 13 の注釈

- * 流木配水場で検査を実施します。

表 14 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	検査頻度 (回/年)					
		流木浄水場				水道用水供給受水	給水栓
		さく井1号、2号、3号、5号	混合原水	凝集剤注入後、沈澱池出口、ろ過池出口	浄水池出口	配水場 (流木、光明、赤山、今木)	10か所
目 01	アンチモン及びその化合物	12	12	12	12	12	12
目 02	ウラン及びその化合物	12	12	12	12	12	12
目 03	ニッケル及びその化合物	12	12	12	12	12	12
目 04	削除	—	—	—	—	—	—
目 05	1,2-ジクロロエタン	4	4	—	4	4	4
目 06	削除	—	—	—	—	—	—
目 07	削除	—	—	—	—	—	—
目 08	トルエン	4	4	—	4	4	4
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	2	—	2	2	2
目 10	亜塩素酸	—	—	12	12	12	12
目 11	削除	—	—	—	—	—	—
目 12	二酸化塩素*1	—	—	—	—	—	—
目 13	ジクロロアセトニトリル	—	—	—	4	4	4
目 14	抱水クロラール	—	—	—	4	4	4
目 15	農薬類*2	—	2	—	2	2*5	—
目 16	残留塩素	—	—	12	12	12	12
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)*3	12	12	12	12	12	12
目 18	マンガン及びその化合物*3	12	12	12	12	12	12
目 19	遊離炭酸	12	12	12	12	12	12
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	4	4	—	4	4	4
目 21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	4	4	—	4	4	4
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)*4	—	—	—	—	—	—
目 23	臭気強度(TON)	—	—	—	—	—	—
目 24	蒸発残留物*3	12	12	12	12	12	12
目 25	濁度*3	12	12	12	12	12	12
目 26	pH値*3	12	12	12	12	12	12
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	12	12	12	12	12	12
目 28	従属栄養細菌	—	—	—	12	12	12
目 29	1,1-ジクロロエチレン	4	—	—	4	4	4
目 30	アルミニウム及びその化合物*3	12	—	—	12	12	12
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	1	—	—	1	—	—

表 14 の注釈

- *1 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。
- *2 管路内で数値が上昇することがないため浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取場所とします。
- *3 水質基準項目と重複した項目です。
- *4 全有機炭素との相関が認められるため、検査を実施しません。
- *5 流木配水場でのみ検査を実施します。

表 15 その他の項目の検査頻度

項目	検査頻度 (回/年)					
	さく井 1号、2号、 3号、5号 (4か所)	混合原水	沈澱池出口 ろ過池出口	浄水池出口	流木配水場	給水栓 (10か所)
亜硝酸態窒素	—	週 1 回	週 1 回	週 1 回	—	—
硝酸態窒素						
フッ素及びその化合物						
塩素酸						
鉄及びその化合物						
マンガン及びその化合物						
塩化物イオン						
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)						
有機物 (全有機炭素の量)						
pH値						
色度						
濁度						
亜塩素酸						
遊離残留塩素						
カルシウム硬度						
電気伝導率						
硫酸イオン						
カリウムイオン						
アンモニア態窒素						
水温						
嫌気性芽胞菌	4	4	—	—	—	—
総酸度	12	12	12	12	12	12
総アルカリ度	12	12	12	12	12	12
侵食性遊離炭酸	12	12	12	12	12	12
有機フッ素化合物 (19項目)	1	1	—	1	—	—



水質検査計画 岸和田水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 岸和田水道センター 浄水課

電話：072-426-2503 FAX：072-426-3834

住所：〒596-0835 大阪府岸和田市流木町 472